

大阪市告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により別紙のとおり公示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

（福祉局障がい者施策部運営指導課）